

# 新型コロナウイルス感染症への対応に係る日本政策金融公庫と民間金融機関の連携①

○ 新型コロナウイルス感染症に関する日本政策金融公庫への融資申込みが殺到している状況を踏まえ、事業者に対して万全な支援を行うため、日本政策金融公庫と民間金融機関で以下のような連携に取り組んでいる。

○ 民間金融機関が、日本政策金融公庫への申込書類の取次を実施。

(具体例)

- 日本政策金融公庫の特別融資を希望する取引先を支援するため、当該地域の公庫支店と調整の上、「事務フロー」を作成し、全営業店に伝達
- 事業者がセーフティネット保証や日本政策金融公庫の融資を受けられるよう、金融機関の担当者が市町村の窓口や公庫の融資窓口に同行するほか、申請書類の作成をサポート

○ 民間金融機関が、公庫融資のつなぎ融資を実施。

○ 5月から、日本政策金融公庫等に加え、民間金融機関も実質無利子での融資の実施を開始。

<新型コロナウイルスに関する日本政策金融公庫の融資実績>

申込件数：122,086件／決定件数：62,346件⇒決定率：51%〔令和2年4月5日時点〕

申込件数：599,996件／決定件数：499,419件⇒決定率：83%〔令和2年6月25日時点〕

# 新型コロナウイルス感染症への対応に係る日本政策金融公庫と民間金融機関の連携②

## <金融庁から民間金融機関への主な要請>

「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について（要請）」（令和2年3月24日） 抜粋

1. 事業者の資金繰り支援に万全を期すため、例えば以下のような対応を行うなど、日本政策金融公庫等との連携の強化に努めること。
  - ・取引先事業者から資金繰りに係る相談があった場合には、必要に応じ、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の概要について説明する。
  - ・取引先事業者が当該特別貸付の活用を希望する場合には、公庫作成のチェックリストに基づき必要書類を教示する。
  - ・取引先事業者が公庫との円滑な取引を行うため、必要書類を確認（一部の書類添付でも可）の上、近隣の公庫支店に当該書類を提出する。

## <財務省等から日本政策金融公庫への主な要請>

「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた対応について（民間金融機関との連携）」（令和2年4月21日） 抜粋

3月10日の緊急対応策第2弾において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対する、実質無利子・無担保での融資制度が決定した後、公庫への融資申込みが殺到している現状、とりわけ、運転資金の融資を急ぐ事業主に対して、公庫による融資を受けるまでの間、民間金融機関がいわゆる「つなぎ融資」を行うことは、有効な対応策の一つと考えられるところ、以下の条件が満たされる場合には、これを積極的に活用すること。

- ① 民間金融機関、事業者のいずれからも、「公庫の新型コロナ感染症対策関連の融資を受ける予定でいたが、その間のつなぎ融資と認識して民間金融機関から融資を受けた（民間金融機関は融資を行った）」ことが聴取できること。
- ② 前①で受けた融資の実行日が、経営相談窓口設置日（令和2年1月29日）以降であること。